

議会のデジタル化に係る例規整備について

I 経緯

令和6年3月に全国市議会議長会より、デジタル化に関し、議会例規に係る、標準条例・標準規則、規程例や方向性が示されました。議会DXを進める本市議会においても、これらを参考に、デジタル化の実施に対応できるよう、例規を整備する必要があります。

II 整備する内容又は効果

- (1) 議会の手続（対市民、対議員など）のデジタル化、オンライン化を可能にする。
- (2) 委員会開催のオンライン化を可能にする。
- (3) 用語の整理、現在の規定では運営上支障となり得る条文の整理、現在の社会情勢等に照らし改正が適当なものについて改正を行う。

III 整備する例規

- 1 多治見市議会会議規則の一部を改正する規則
 - 1-2 多治見市議会会議規則及び地方自治法に係る情報通信技術の活用に関する規程
- 2 多治見市議会委員会条例の一部を改正する条例
 - 2-2 多治見市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程
- 3 多治見市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例
 - 3-2 多治見市議会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

IV 各例規の改正概要又はあらまし

用語の説明

- ・電子情報処理組織：インターネット、LAN等
- ・電磁的記録：(デジタル) データ
- ・電子情報処理組織を使用する方法：オンライン（化）、メール、電子申請システム等

- 1 多治見市議会会議規則の一部を改正する規則
 - (1) 地方自治法を根拠とした手続のオンライン化について、規定を整備する（第30条及び第149条関係）
 - (2) 委員外議員がオンライン開会委員会で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会での発言が可能となるよう規定を整備するとともに、その際の委員長への届出義務を規定する（第116条関係）。
 - (3) 請願の委員会付託の省略等が、これまで議長の専権であったところ、議案と同様に、議会の議決によるものとする（第140条関係）。
 - (4) オンライン開会委員会が開催されている場合に限り、紹介議員又は請願者もオンラインによる方法で説明等を行うことが可能となるよう規定を整備するとともに、

その際の委員長への届出義務を規定する（第 141 条関係）。

- (5) 請願審査の結果に意見を付すことを義務としないこととする（第 142 条関係）。
- (6) 陳情書等を請願書の例により処理する対象について、「その内容が請願に適合するもの」から「議長が必要と認めるもの」に改める（第 144 条関係）。
- (7) 議場等への着用又は携帯を禁止している「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、禁止を解除できる議長の許可を議長への届出に改める（第 151 条関係）。
- (8) 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員に代理弁明させることができることとする（第 160 条の 2 関係）。
- (9) 協議等の場のオンライン開会又はオンライン参加開催について、委員会の例によるものとする（第 165 条の 2 及び第 165 条の 3 関係）。
- (10) 議会等に対する通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されている手続について、オンライン化が可能となるよう規定を整備する（第 166 条の 2 第 1 項関係）。
- (11) 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されている手続について、オンライン化が可能となるよう規定を整備する（第 166 条の 2 第 2 項関係）。
- (12) (10) 及び(11)の規定によりオンラインで行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定による方法によるものとみなし、この規則の規定を適用させることとする（第 166 条の 2 第 3 項関係）。
- (13) (10) 又は(11)の規定によりオンラインで行われた通知の到達時期について定める（クラウド型のペーパーレス会議システムによる配布も想定）（第 166 条の 2 第 4 項関係）。
- (14) 通知のうち、この規則の規定において署名、連署又は記名押印することが規定されている手続をオンラインで行う場合は、氏名や名称を明示する措置で議会が定めるものに代えることができることとする（第 166 条の 2 第 5 項関係）。
- (15) オンラインによる通知をするものの、対面による本人確認、原本確認の必要があるなどの取扱いをせざるを得ない正当な理由がある場合に限り、部分的なオンライン手続を認めることとする（第 166 条の 2 第 6 項関係）。
- (16) この規則の規定に基づく文書等の作成又は保存を電磁的記録により作成し、又は保存することができることとする（第 166 条の 3 関係）。

1－2 多治見市議会会議規則及び地方自治法に係る情報通信技術の活用に関する規程

- (1) この規程は、多治見市議会会議規則（以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法等により行う場合及び地方自治法に基づき議会等が行う通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする（第 1 条関係）。

- (2) 会議規則で委任された議会等に対する通知に係る電子情報処理組織について規定する（第3条関係）。
- (3) 会議規則で委任された電子情報処理組織による議会等に対する通知方法を規定する。なお、入力する情報についての電子署名について、議員から議会等への通知については、電子証明書の添付を要しないこととする。ただし、議会が指定する方法により、本人確認をするための措置を講ずる場合は、電子署名は不要とする（第4条関係）。
- (4) 会議規則で委任された議会等からの通知に係る電子情報処理組織について規定する（第5条関係）。
- (5) 会議規則で委任された電子情報処理組織による議会等からの通知方法を規定する（第6条関係）。
- (6) 会議規則で委任された議会等からの通知を受ける旨の表示の方式を規定する（第7条関係）。
- (7) 会議規則で委任された電磁的記録に記録された事項を表示する方法を規定する（第8条関係）。
- (8) 会議規則で委任された配布に係る電子情報処理組織について規定する（第9条関係）。
- (9) 会議規則で委任された署名等に代わる措置として、電子署名（議員以外は電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を規定する。ただし、議会が指定する方法により、本人確認をするための措置を講ずる場合は、電子署名は不要とする（第10条関係）。
- (10) 会議規則で委任された、通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合を規定する（第11条関係）。
- (11) 会議規則で委任された電磁的記録による作成等の方法を規定する（第12条関係）。
- (12) 地方自治法に基づき議会等が行う通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第11条等の規定を準用することとする（第13条第1項関係）。
- (13) 会議規則に規定する通知、作成、保存等の中でも、実際は、書面で行っているが、会議規則にはその旨規定されていない手続について、電子情報処理組織を使用する方法等で行う場合は、基本的に、会議規則及びこの規程の規定の例によるものとする（第13条第2項関係）

2 多治見市議会委員会条例の一部を改正する条例

- (1) 委員長が、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で委員会を開くことができることとする（第15条の2関係）。

- (2) 委員長が、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、オンラインによる方法によって、当該委員を招集場所以外の場所から委員会に参加させることができることとする（第15条の3関係）。
- (3) 公聴会で意見を述べようとする者の申出を、オンラインで行うことができることとする（第24条関係）。
- (4) 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができることとする（第25条関係）。
- (5) 公述人の文書による意見提示について、オンラインで行うことができることとする（第28条関係）。
- (6) 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができることとする（第29条関係）。
- (7) 委員会の記録の作成について、当該記録に係る電磁的記録により行うことができることとする（第30条関係）。

2-2 多治見市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

- (1) この規程は、多治見市議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）に規定する通知、作成及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする（第1条関係）。
- (2) 委員会条例で委任された委員会に対する通知に係る電子情報処理組織について規定する（第3条関係）。
- (3) 委員会条例で委任された電子情報処理組織による委員会に対する通知方法について規定する（第4条関係）。
- (4) 委員会条例で委任された電磁的記録による記録の作成方法を規定する（第5条関係）。
- (5) 委員会条例で委任された署名等に代わる措置として、電子署名を規定する（第6条関係）。
- (6) 委員会条例に規定する通知、作成、保存の中でも、実際は、書面で行っているが、委員会条例にはその旨規定されていない手続について、電子情報処理組織を使用する方法等で行う場合は、基本的に、会議規則の規定の例によることとする（第7条関係）。

3 多治見市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例 議会規程に基づく手続について、当条例に基づくオンライン化の対象とするため、 所要の改正を行う（第2条関係）。

3－2 多治見市議会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

- (1) 議会における、条例及び議会規程に基づく手続のオンライン化について、詳細を定めることとする（第1条関係）。
- (2) 手続の詳細については、多治見市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の例によることとする（第2条関係）。

V 施行期日

令和7年4月1日